

北海道ガス株式会社

北ガスグルメパートナー 利用規約

2020年7月1日改定

第1条（北ガスグルメパートナーの定義）

北海道ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社とエネルギー契約のある業務用飲食店を経営する事業者（以下、事業者）が当社に申し込みをし、当社が承諾した場合、当該業務用飲食店を北ガスグルメパートナー（以下、「加盟店」といいます。）として認定するものとします。なお、「業務用飲食店」とはバー・キャバレー・ナイトクラブ（日本標準産業分類（総務省告示）の小分類に定められているもの）を除いた飲食店を意味します。

当社は当社が運営する Web マイページ「TagTag」内のコンテンツである「まちインフォ」（以下、「本サイト」といいます。）で事業者から提供された加盟店の店舗情報を掲載します。同時に、加盟店は当社が当社需要家（以下、「ユーザー」といいます。）向けに運用する北ガスポイントサービスの交換商品である北ガスグルメチケット（以下、「チケット」）の利用可能店となります。

第2条（規約の適用）

1. 北ガスグルメパートナー規約（以下、「本規約」）は当社と事業者および加盟店の、本サイトにおける情報掲載及びチケットの運用について適用されるものとします。
2. 当社と事業者および加盟店は本規約に定める義務を誠実に履行するものとします。
3. 当社は必要に応じて、各種営業活動・キャンペーン時にチケットを販促品としてユーザーへ配布することがあり、事業者および加盟店はあらかじめこれを承諾するものとする。なお、この場合もチケットの運用については本規約を適用するものとする。

第3条（加盟店申し込み及び認定）

事業者は本規約を承諾の上、当社の定める方法に従い、加盟店認定の申し込みを行うものとします。申し込みがなされた後、当社が当社の取引基準に基づく審査により、適格と判断した場合において、加盟店として認定するものとします。

なお、認定は当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、成立するものとします。

第4条（加盟店認定の単位）

加盟店認定は店舗ごととします。一事業者において複数店舗を所有する場合、事業者は店舗単位で申し込みするものとします。

第5条（費用）

当社から事業者に対し、加盟店認定、本サイトでの店舗情報の掲載ならびにチケット運用

について、費用を請求することはありません。

第6条（本サイトに掲載する加盟店情報）

1. 事業者は本サイトへ加盟店の店舗情報を掲載するにあたり、当社へ原稿・写真等を入稿するものとし、以下の事項を遵守するものとします。なお、原稿の作成や写真撮影にかかる費用、入稿や当社との連絡にあたって事業者側に発生する通信費等は全て事業者負担とします。
 - ①法令に反する情報、公序良俗に反する情報ではないこと
 - ②第三者の権利を侵害する又は侵害のおそれのある情報ではないこと（第三者が運営するサイトに掲載されている情報を第三者の許可なく、転載することは禁止します。）
 - ③第三者を誹謗中傷する情報ではないこと
 - ④虚偽又は誇張した情報、事実と反する情報ではないこと
2. 当社は事業者から提供された情報が本サイトへの掲載に適する内容か否かを審査するものとします。また、事業者は当社が必要に応じて当該店舗情報の削除・変更を行う場合があることを承諾するものとします。事業者は本サイトに掲載された店舗情報に追加・変更・削除が生じた場合、その旨を直ちに当社に報告するものとします。
3. 当社は事業者から提供された店舗情報について、その内容の正確さを一切保証いたしません。また、本サイトに掲載された店舗情報により、事業者および加盟店、ユーザーに損害が生じた場合、当社はいかなる場合においても責任を負わないものとします。

第7条（チケット利用）

事業者は、ユーザーが加盟店にてチケットを提示の場合、加盟店にて発行印があること、有効期限内（発行日から1年間）のものであることを確認の上、利用日を記入、店舗印を押印し、1枚500円相当としてユーザーの利用料金に充当するものとします。店舗での利用範囲は各事業者の判断に委ねるものとします。

第8条（チケット代金の請求および支払）

1. 事業者は前月21日から当月20日までに使用された1カ月分のチケットの代金を1枚500円として請求金額を算出し、郵送料94円を合算した金額を請求金額合計として、請求書を作成し、当月25日までに当社委託先（以下、「委託先」といいます。）へチケットと共に郵送し、請求することとします。
2. 委託先は請求書およびチケット到着後、内容を確認の上、請求書に記載の請求金額合計を事業者の指定口座へ振り込むものとします。支払日は委託先にチケットが到着した月の翌月末日までとします。
3. ユーザーのチケット利用日がチケットの有効期限を過ぎている場合、またはコピー等の偽造・加工など不正行為が行われたチケットや発行印の無いチケットについて事業者は委託先へチケット代金を請求することができないものとします。

第9条（加盟店による認定終了の申し入れ）

事業者が、加盟店認定の終了を希望する場合、認定終了希望日の1カ月前までに当社へ申し入れすることとします。

第10条（加盟店認定の終了）

加盟店認定が何らかの事由で終了した場合、当社は、事業者に認定終了日を記載した書面で通知し、当該加盟店情報の全てを本サイトから削除するものとします。また事業者は加盟店へ認定終了について通知する責務を負うものとします。加盟店認定が終了した事業者は当社に対し、何らの請求ができないものとします。但し、加盟店認定終了日前に利用のあったチケット代金の請求はできるものとし、当社は前条第8条に基づき、支払うこととします。

第11条（加盟店認定の取り消し）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告することなく、その旨を事業者および加盟店に認定取り消し日を記載した書面で通知の上、当該加盟店認定の成立を取消す場合があり、事業者は、これを予め承諾するものとします。

- ①当社と事業者間で当社が供給するエネルギーの契約がなくなった場合
- ②当社が供給するエネルギーの料金支払いが支払期限日を過ぎてもお支払いいただけない場合
- ③事業者が加盟店の営業を取りやめた場合
- ④事業者が申込み時に当社へ通知した連絡先に、当社から一定期間合理的と認められる方法で連絡したにも関わらず、連絡が取れない場合
- ⑤事業者が第三者（加盟店の従業員を含む）の財産権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害し、またはその恐れがあると当社が判断した場合
- ⑥事業者が本規約の履行に違反する恐れがあると当社が判断した場合
- ⑦事業者が法令に違反する目的で使用する恐れがあると当社が判断した場合
- ⑧事業者又は加盟店が公序良俗に違反する場合
- ⑨事業者又は加盟店が当社の信用を傷つけたとき又はその恐れがある場合
- ⑩事業者が本サイト運営を妨げ、または本サイトの信頼を毀損すると当社が判断した場合
- ⑪事業者が差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立て、もしくは申し立てを受けた場合
- ⑫事業者が手形・小切手の不渡り処分を受け、またはその他支払い不能となった場合
- ⑬事業者が営業の全部または重要な部分を他に譲渡した場合
- ⑭事業者が合併などにより経営環境に大きな変化が生じたとき
- ⑮事業者が過去に当社との契約（契約内容を問わないものとします。）に違反したこと、または当社に損害（損害内容を問わないものとします。）を与えた事実が判明した場合
- ⑯当社が本サイト及びチケットの運用を中止または廃止した場合

上記の適用により加盟店認定を取消された事業者は、当社対し損害賠償を含む一切の請求をしないものとします。

但し、認定取り消し日前にユーザーが利用したチケット代金については、認定取り消し日後も前条第8条に基づき、当社より支払うものとします。

第12条（本規約の変更）

当社は、本規約を適宜、任意に改定します。この場合、当社は、適用開始日の2週間前までに当社ホームページ上で改定後の本規約を掲示するものとし、事業者は、改定後の規約の適用を受けるものとします。

第13条（業務の一部委託）

当社は、業務の一部を当社が別途指定する者に委託することがあり、事業者は、これを予め承諾するものとします。

第14条（免責等）

当社は、本サイトおよびチケットの運用に関連してユーザーおよび加盟店の来店者等第三者が被った損害について、一切の賠償責任を負いません。また、当社は、事業者に対する事前の通知、承諾を得ることなく、本サイトの内容、レイアウトおよびその他技術仕様等の全部もしくは一部を変更または追加することができるものとし、事業者は、これを予め承諾するものとします。

第15条（反社会的勢力に対する表明保証等）

事業者は、加盟店認定時および加盟店認定後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを「加盟店申込書」または「ホームページ申し込み」の提出を持って表明し、保証するものとします。

後に事業者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく加盟店認定を取り消しできるものとします。

- ① 反社会的勢力に属していること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- ③ 反社会的勢力を利用していること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

上記のいずれかに該当した事業者は、当社が加盟店認定の取り消しにより被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第16条（準拠法、合意管轄裁判所）

本規約は、日本国法に基づき解釈されるものとし、加盟店認定に関して当社と事業者との間で訴訟の必要を生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018年11月 1日実施
2020年 7月 1日改定